

# 義倉の救恤活動と米穀調達

中山 富 広

【キーワード】 義倉、救恤、義倉田小作料、他国米、福山藩

## はじめに

文化元（1804）年、福山城下に義倉が設置された。当初は藩の管轄下に置かれ、大庄屋2名と城下町宿老1名、それに奉行所の実務官僚が数名加わって運営されたが、文政6（1823）年からは藩（のちに県）の監督のもと河相周兵衛らの調達人（資金出資者）およびその子孫たちによって現在に至るまで運営されてきた。これらの江戸期の義倉運営については別稿<sup>1)</sup>で述べたのでくり返さないが、義倉が毎年行った主な社会事業を列挙すると、書物の購入と貸与、廉塾への寄付、仏学・神道講釈実施料、医師遊学・寺社修復費補助、旧家および家中御救い銀などであった。これらは200～300貫目の貸銀の利子収入と50町歩前後の義倉田の小作米収入から支出された。またこれとは別に、天災・凶作飢饉時における窮民への救恤米の配布も義倉の主要な目的であった。

河相周兵衛の計画によると、この救恤米は小作米の積み立て分から放出されるべきものであった。具体的には、納められた小作米を翌年七月頃まで保管し、その時点でもし不作になりそうであればそのまま保管して、その年に窮民に配布することとし、また平年作以上であれば売却して銀に換えて城下と轄の藩庫に積み立てておくこととした。そしてそれは貸付には回さずに年々積み立てるが、10年目には豊作であっても積立額の半額を救い米として放出することとしたのである<sup>2)</sup>。

義倉が田畑を初めて購入したのは文化11（1814）年の年末であった。実際に小作料（銀札）が入ってくるのは翌年11月であるが、当初の計画と違って、「田地地利米当時は積米に致さず年々田地買い増し居り申し候<sup>3)</sup>」と、小作料は土地購入費に回されており、救恤用として別置されることはなかった。小作料収入が入りだして8年目の文政6年、未曾有の大凶作に際して初めて領内の窮民に救恤米を配布した。本稿の課題は義倉がそれらの救済に当たって、小作米以外にどのようにして現米を調達し、どのように配分したのかを明らかにすることにある。もちろん課題の眼目は近世の社倉・義倉の救恤史研究にあるが、米穀調達やその救恤過程を通して当地域の米穀流通の実態や藩権力の済民認識にも迫りうればと思う。

## 1. 文政6年の救恤米

義倉の経営が順調に展開していた文政4年9月、義倉はこれまでの運営の問題点や反省点をふまえて、今後のヴィジョンを「義倉行事願文」としてまとめ藩当局に提出した<sup>4)</sup>。このなかで小作料純益の目標値を350石としている。ちなみに文政2年の小作料純益は169石余、同3年に158

石余、そしてこの年には265石余であったが、翌5年には早くも341石余に伸びている。「義倉行事願文」ではこの350石のうち100石を出資者への配当とし、残り250石を「凶年窮民御救い手当て」として積み立てることとした。そして「二年越しは米損ずべきに付翌秋作熟し方」をみて、「二百廿日過ぎ」たら売り払い、代銀は「御城下義倉庫へ積重ね」て「貸付には仕らず年々囲い置」くこととして、義倉発足直後の指針に戻ることを示唆していた。したがって「十ヶ年目には豊作たり共蔵開き難渋小面」へ施したいとも願ひ出ているのである。続きを引用してみよう。

豊年には飢え候窮民はこれ有り間敷く候え共、小百姓・水呑・裏貸家者等難渋者数多これ有るべきに付き十ヶ年目には施し申し度、金銀米穀国用に相立て候を以て室に御座候、限り無く隠し積み置き候ては無益故十ヶ年目毎に蔵開き仕り度、右俵高凡そ八千俵余に相成るべし、一郡へ千俵宛メ六千俵、御城下へ千五百俵、鞆津五百俵、合せて八千俵と見積り候

米相場等の変動を考慮して10年間で2,400石（8,000俵）と見積り、1つの郡に300石、福山城下町に450石、鞆に150石ずつ無償配布することを理想としていたことがわかる。

しかし前述したように早くも翌々6年には大旱魃となり、「御郡中稲綿両作共」53年来の大凶作となったのであった。6月頃から井戸掘り願ひや綿作の検見願ひが義倉に出されており、9月には「廻村」して実情を把握するとともに、郡奉行より内々に米1,000石ほど出してもらえないかという打診もあって、義倉は郡村部への3,000俵（900石）に城下・鞆への120俵を加えて、計3,120俵を醸出することを10月に決定し、12月中には年越しの御救い米を領内に配布することとした<sup>5)</sup>。

そこで次にその現米の調達について検討を加えてみたい。義倉田小作米の納入期限は12月10日であり、通常は義倉田所在地の村役人がそれを売却して代銀を義倉に納めていた。しかしこの年は全額売却させずに、深津郡浦上村や分郡山手村など12か村で140石余を現米のままにさせ、御救い米の一部とした。これ以外の現銀化された小作料は銀10貫目（米にして約127石）もあったが、なぜこれらはそのまま救い米としなかったのであろうか。別稿で小作料の納入は米であると指摘したが、米建てとしながらも実際には綿を作っていた小作人たちのなかには、米を買うことができず現銀で納めていた可能性も高い。

今回の救い米の中心となったのが藩の蔵米であり、義倉は蔵米を645.9石（2,153俵）買い入れた。当時の平均的な相場で石に付き銀札70目であった。そして残りを鞆で調達した。どの商人から購入したのか判明しないが、備前米31石余（90俵）、豊前米85石余（200俵）、筑前米41石余（120俵）を入手している<sup>6)</sup>。しかし残念ながらこれらの経緯や義倉の救恤米がどのように配分されたのかについては明らかにならない。1郡に500俵ずつであったから1村平均20~30俵であろうが、「芦田川辺り左右の村々は大豊作」であったので<sup>7)</sup>、被害の大きかった村々にはかなりの米が配布されたものと思われる。この点について河相周兵衛は「広き御領分へ割り合い候ても、村々に寄り七、八拾俵ずつも御施しに相成り、誠に感涙を流し、有難かり申し候」と述懐している<sup>8)</sup>。これが自画自賛でなかったことは、菅波序平が「領内御上御年貢は、上納御用捨在らせられ、皆無と

なして下されし、又其の上に御城下の、御米蔵を皆開き、御家中御当て御扶持米、残らず下へ御恵み、…有りがたからぬ者もなし<sup>9)</sup>と「備後の御仁政」を記していることに明らかであり、義倉の救恤も含めて福山藩の対策が民衆に受け入れられたことを示している。

なお当初の計画のように8,000俵を放出したと仮定すると、前年度の期末有銀250貫目から著しく減少して本年度は130貫目となる。3,000俵と決定したのは、「義倉永続」および今後の諸活動のためにも、期末有銀が200貫目を割り込まないことが優先されたものと思われる。

## 2. 天保7年の救恤と「窮民御救永代御備銀趣法」

天保7、8（1836、37）年をピークとした天候異変によって福山地方も例外なく「天保の飢饉」となった。義倉では同7年11月、「相当の御救い」をすべきではあるが、「近年不勘定」の年度が続いているので、その救恤米を1,000俵（300石）と決定し藩に伺い出ている。内訳は6郡に900俵、城下に80俵、輦に20俵であった。これにはさすがに調達人たちも、郡中の多くの難済者に分配すると「至って少分の御救い米には御座候」と認識せざるをえなかった<sup>10)</sup>。天保6年期末の有銀279貫目余であったから、1石140目相場として約600石を醸出しても200貫目を割り込まないと思われるが、それでも300石程度と限定せざるをえない理由があった。文政10（1827）年、義倉は藩との協議のうえ期末有銀224貫目を「大極」とし、翌年以降の期末有銀が「大極」を割り込めば、その分を藩が補填すること、逆に黒字が出た場合はその分を別会計として積み立て、田地購入に当てるといふ会計方式を採用していたのである<sup>11)</sup>。したがって天保6年の有銀は「大極」224貫目と別会計55貫目余だけであり、救恤米を多く出せば出すほど「大極」割り込み分を藩が負担することとなる。その意味でも米300石は義倉と藩のいわゆる「落し所」であったといえよう。したがってこの天保7年には勘定切れにともない、福山藩は義倉へ9貫目余の資金注入を行ったのであった。

今回の米の調達は他国米の購入はみられず、1,000俵すべて領内の米であった。大凶作とはいいながら、たとえば芦田郡栗柄村ではこの天保7年の米の反当収量は0.5石から1.8石であったという。そして年貢上納に際しては、綿作引高30石余、稲作引高38石余、用捨米40石、拝借米28石という処置がとられ、加えて「十二月廿五日年越米拾貳俵」が「上様より御救い米下された」<sup>12)</sup>。この年越米が義倉の救恤米であることは間違いないが、義倉の救恤活動がそれぞれの現場では藩主の施しとされていることは注目される。すなわち義倉は形式的には領主の「仁政」を請け負っているものであり、その限りにおいては義倉が表面に出ることはなく、あくまでも藩主・藩当局の救恤と認識されていたのではなかろうか。

さて1,000俵のうち395俵は義倉田の小作料を充当し、残りは大坂へ積み出す予定の蔵米を317俵、郡村の御用達に下げ渡される予定の年貢米288俵を購入した。注目すべきは義倉が自らの小作米395俵を買い上げたことにし、そして翌8年の「勘定帳」にその代銀15貫916匁を収入として

計上していることである。これは1,000俵の救恤によって本会計に影響を与えないように別会計として処理しているからである。1,000俵の代銀42貫目余は河相豊太郎（周兵衛孫）がすべて立替え、翌8年12月に利子も含めて46貫目余を豊太郎へ返済したが、この代銀は、まず前年の寺社修復料と医学科から1貫目余、本年の黒字分14貫目余、そして藩が5貫目余を負担し、残る25貫目は結局調達人6家が負担することになった<sup>13)</sup>。

この救恤活動が契機となって、義倉は同8年正月「窮民御救永代御備銀趣法」を立ち上げることにした。この趣法は、寺社修復料や医学修行料・旧家御救料など7件の事業を休止とし、その合計銀額9貫547匁に、藩からの御下げ銀7貫目を加えた16貫547匁を5年間積み立てて利殖をはかるというものである。同8年12月から預銀（貸付）を開始し、5年目となる同12年12月には101貫目余に殖えている。その後もこの銀を利殖し、嘉永元（1848）年12月には191貫目余となった<sup>14)</sup>。そして翌年の大災害・凶作に際して、義倉田小作人や領内の窮民救済にこの「御備銀」が支出されることになる。

### 3. 嘉永2年、同3年の救恤活動

嘉永2（1849）年7月に福山地方を襲った台風によって、「海辺村々は潮風打ち上り木綿作皆捨てりに相成り」、また領内一円木綿作のみならず稲作も「案外の違作」となった。同年11月、義倉は米1,000俵（300石）の醸出を願い出、「鰥寡孤独のもの迄も安穩に越年」できるように、その実施を12月下旬とすることとした<sup>15)</sup>。6郡へ900俵、城下へ80俵、軻へ20俵と決められたが<sup>16)</sup>、郡部への配分基準は770俵を平等に人頭割とし、残り130俵が特別な「難村」に割り当てられた。とくに深津郡42俵、分郡41俵と海辺に近い村々に重点的に配分されている<sup>17)</sup>。

この年の救恤米も天保7年の前回同様他国米は購入されず、その多くは義倉田の小作米でまかなわれた。すなわち「窮民御救永代御備銀」で小作米770俵を購入し、さらに不足分として安那郡の2人の農民から130俵、蔵米を100俵購入して計1,000俵（代銀32貫76匁余）の調達を達成したのである<sup>18)</sup>。またこの年は義倉田の小作人に100俵を小作米から支給しているの、小作料から870俵出されたことになる。設立当初の目論見のように、できるだけ義倉田小作米を優先し、他国米の購入は領内で調達できない場合に限られたことが推測される。

義倉田の小作米は通常は各村の役場に搬入されたが、この年は12月20日までに分郡森脇村（庄屋佐藤良三郎宅）、同山手村（庄屋三谷儀三郎宅）、深津郡市村（庄屋土屋浦平宅）の3ヶ所に集めさせた。その際には小作人に運送料として計270匁ほど支払っている。そして同月25日に各村の村役人を呼び出し救米を渡した。森脇村では芦田郡・安那郡・品治郡と分郡7か村、深津郡4か村の計80か村分403俵が、山手村では沼隈郡と分郡18か村の計46か村分386俵が、市村では深津郡13か村分111俵が手渡された<sup>19)</sup>。

また12月26日、蔵米100俵のうち80俵が東町義倉蔵において城下難民者へ、20俵が新御蔵にて

鞆町の難澁者へ配給された。ちなみに福山城下町の民間人口は7,963人で、うち極難澁者は227軒（684人）であり<sup>20)</sup>、したがって1軒当り平均1斗5合の割当てであった。ただしこの米を極難澁者に手渡したのか、それとも各町が管理して随時炊き出しなどのかたちで難澁者に施したのか明らかにはならない。この点については郡村部も同様であり、これは後で若干の検討をしよう。

翌嘉永3年も「六月大水後不順気」で、「初秋已来兩度の風難等」にあつて、綿作が打撃を受け、水田の地損も甚だしかった。義倉では12月、「願わくは矢張り千俵」を放出したいけれども、「先ず当年は半減」して500俵としたいと願い出た。天保8年に「御備銀」を積み立てだしてから「折角十二ヶ年御辛抱」しているのに、「格段御元欠けに相成り候ては何共恐れ入り存じ奉り候」という理由である。次段落で述べるように、おそらくこの年の小作米の状況を見込んで500俵としたのであろう。実施時期など昨年同様としたが、最終的には郡中へ450俵、城下町場へ40俵、鞆町へ15俵の計505俵となった。鞆町へは当初10俵とされていたが、「鞆津の義は格外難澁の趣相聞え申し候に付き、別段五俵増し」としたのである<sup>21)</sup>。

505俵の米は、品治郡倉光村で4俵、分郡山手村で1俵を買入れた以外はすべて小作料である。この年の小作料は米にして183石余であったが、この年は義倉田小作人へ70俵（21石）配布しており、合せて172.5石となるから、銀納部分も考慮すると小作料のほとんどが救恤米に仕向けられたといえる。小作米は12月23日に深津郡千田村の河相小左衛門宅へ148俵、品治郡倉光村庄屋宅へ143俵、24日に分郡津之郷村庄屋宅へ214俵集められ、25日と26日の両日各村の村役人に引渡された。城下町分は千田村から城下へ搬送され、鞆町分は田島村・走島村などの島嶼部とともに津之郷から水吞村へ運ばれ、そこから船で積廻された<sup>22)</sup>。

各村への配分方式は前年と同様であるが、ここでは配分された米が各村や町でどのように処理されたかみておく。まず分郡山手村の事例を紹介しよう<sup>23)</sup>。山手村は26日に米8俵を受け取ると、翌27日庄屋と組頭4人が評議して割賦の仕方を決め、29日「一同へ相渡」した。すなわち120名の「極難小面」へ一律2升ずつ分け与えたのであった。大晦日には義倉へ帳面を提出しており、そのことから推測すれば、他の村でも極難澁者へ個別に年越米を配布したものと思われる<sup>24)</sup>。ちなみに文化13（1816）年の山手村の1軒の家族人員は平均して4.5人であるので<sup>25)</sup>、嘉永初年の村の人口1,652人の世帯数は370軒前後と推測できる。したがって救恤の対象となったのは3分の1程度であったといえようか。

次に鞆町をみてみよう<sup>26)</sup>。ここでは107軒（435人）へ渡されているから、1人に付き1升程の支給であった。4人家族の場合は4升渡されたものと思われる。極難澁者は鞆の7つの町のうち、原町が49軒（186人）、江浦町が55軒（231人）とほぼ大多数を占め、他は鍛冶町・関町・道越町が1軒ずつで、石井町と西町は該当者がいない。これは鞆町の内部構成を考えるうえで興味深い。つまり原町と江浦町には漁師や日銭稼ぎの者が多く、経済的に下位の者（多くは借家住い）が多く集住していたことになろう。また後家も多い。

#### 4. 嘉永6年の救恤活動

嘉永6年は「以前三十年前の、未の年の日照りにも、勝りし事の有にけり」<sup>27)</sup>と大変な大旱魃となった。これで嘉永年間6か年のうち半分が大災害に見舞われたことになる。

当夏秋照り続き大旱魃に付き田畑諸作物不熟仕り、御見分の上大造の御引米下し置かれ、一同有難き御儀に存じ奉り候、然る所川掛り村々は相応に生え立ち候え共、池掛り田畑は用水引き足り申さずに付き、水縁場所は堀坪仕り昼夜相働き候え共、水脈尽き丹誠仕り候甲斐御座無く、雑穀畑迄皆無に相成り歎かわ敷き次第に御座候<sup>28)</sup>

右は義倉調達人たちのこの年の旱魃に対する認識である。彼らは10月20日に集會して、城下80俵、鞆町20俵、郡中900俵、およびこの年に藩主阿部正弘の功績に対して加増された「新御領分」の村々へ200俵、総計1,200俵の御救い米を出すことを決定し、11月3日義倉勘定掛り（調達人）河相定次郎が郡役所へ伺い書を提出した<sup>29)</sup>。8日になって郡役所から呼出しがあり、31年前の旱魃のときの御救い米同様1,000石（実際は936石）出してもらえないかとの打診があった。河相定次郎・信岡半右衛門・河相小左衛門は評議して10日郡奉行へ「近年米高直に付き石数調え兼ね、並びに後年の御手当に御備銀積置き申し度」と種々弁明したが、14日代官に対して1,500俵ではどうかと伺い書を再度提出した。12月に入って郡役所から呼出しがあり、半右衛門・定次郎が出向くと、1,500俵でも「御聞済みに相成らず、何分今少し増し候様」にと命じられ、彼らはその場で1,800俵の伺い書を出すことを約束している。翌2日に伺い書を出すものの、郡役所ことに郡奉行の山岡八十郎はなおも1,000石に固執していたようである。河相定次郎は5日に郡役所へ出向いて1,800俵でと交渉すると、代官正木藤右衛門は俵数を増やすよう暗に匂わせたが、定次郎は「伺い書の通り」と引かなかった。そしてその足で藩の会所に向かい蔵米の払い下げを願うが、「当年は御米御不自由にて御払い御座無く候」、会所も米を購入しなければならないほどだということで断われている。12月8日、藩側から新たな提案があった。代官寺地五左衛門は河相定次郎に対して、320俵増しの2,120俵案を提示したのであった。義倉はこれを受けて10日に御救い米2,120俵（636石）の伺い書を提出し、15日に許可を受けた。

以上のように救恤米の俵数はなかなか決まらなかったが、救恤を施行することは間違いなかったので、藩当局との折衝中にも、小作米の状況をみながら現米を確保する必要があった。前述したように義倉は12月5日に蔵米の払い下げを求めたが、「不自由」を理由に断られたので<sup>30)</sup>、7日に尾道へ、8日には鞆へ米穀が取引できるかどうか問合せている。10日になって鞆の関町の間屋栴屋清右衛門方から連絡があり、翌日豊後日出の蔵米550俵（181石余）の契約を成立させた。また日には分からないが、その後肥後米405俵（189石余）、肥後「大殿」米480俵（172石余）も同じく栴屋を通して購入している<sup>31)</sup>。16日に「いまだ買入れ米調え申さず」とあるから、肥後米の購入は16日以降のこととなる。

買入れ米と前後して15日に、義倉田小作料のうち安那郡道上村11俵、品治郡今岡村2俵、同万能倉村30俵、同倉光村24俵、分郡森脇村205俵、同中津原村64俵の計336俵（100.8石）を森脇村庄屋宅へ21日までに搬送することを命じた。この年の小作料収入は最終的に米にして201石であったが、義倉田小作人にも100俵の救恤米を予定していたこと、また小作米の延納もあったであろうから、この6か村分だけの100.8石は致し方のないところであろう。

次にこれら救恤米の配分方法を検討する。郡中の1,835俵（新御領分165俵は除く）分についてはまず人口割りとし、ついで被害の少ない上の村は20%減、被害が甚だしい村を下として18%増、とりわけ被害の大きかった下々の村を30%増としている<sup>32)</sup>。

有増し我が聞きし事、手城村にて上納と、申すはわずか只貳俵、呑井の水を汲出し、拾歩貳拾歩稲助け、其の米数々集め寄せ、わずかなれども此の貳俵、上へ忠義と差出せり、深津村にて高多き、大村なれど上納は、七八俵の程の事<sup>33)</sup>

菅波信道が聞いた話として紹介しているが、実際に深津郡手城村や深津村は下々と判断された。手城村は本来人口割りでは5.8石の配分額であったが、6俵増しの7.5石となった。また深津村は8.31石のところ10.8石となった。両村とも30%増しとなっている。嘉永3年の救恤で取り扱った分郡山手村は上とされ、本来6.77石のところを18俵（5.4石）と減らされている。それでも嘉永2年の10俵、同3年の8俵よりは多く、全戸数の約半数に均等に分け与えたとしても1戸当り4升5合の御救い米となる。

福山城下町では100俵（30石）配分されて、616人に5升近くの米が支給されており、また鞆町では760人（177軒）に対して20俵（6石）が分け与えられた<sup>34)</sup>。1人平均8合弱となり、城下町とはかなりの差があるが、これは定められた救恤米に対して難渋者をどこまで認定するかという、それぞれの宿老たちの判断の差に起因するものと思われる。

## 5. 幕末・維新期の義倉の救恤活動

万延元（1860）年は春以来の雨天続きで「麦作大不熟」となり、「引き続き雨天度々出水にて綿作・稲作共虫付き立ち枯れ等種々作難」となった<sup>35)</sup>。例年米にして300石以上の加地子米（小作料収益）があったが、この年は200石にとどまった。義倉は12月に義倉田小作人に米100俵を仕向けたが、領内への救恤は翌年2月に行った。これは「御上御用捨米大造下し置かれ」たため、すなわち藩が大幅な年貢減免を行っていたためであり、かつ「内々有福家より諸徳施行米」が窮民へ支給されていたからであった。義倉は年が明けてから実施することを代官石藤好右衛門へ伝えていた<sup>36)</sup>。

正月14日、勘定掛り河相料兵衛は郡役所へ出向き、藩当局の意向として、「御救い米は他所より買入れ」て、「村々地子米は御領分内不自由の場所へ売払い遣わし」てはどうかとの示唆を受けた<sup>37)</sup>。そして17日、これを受けて郡中に1,100俵、新御領へ100俵、城下へ100俵、鞆町へ20俵

の計1,320俵（396石）の仕向けを願ひ出ている<sup>38)</sup>。

29日になって勘定掛りたちは米の調達に動き出した。輶に入船の情報が入ると、深津村の光平を雇って輶に買い付けに行かせ、尾道へは河相料兵衛が自ら出向いた。輶では2月1日に富田屋喜右衛門方で因幡米210俵（98.7石）と九州大戸米350俵の交渉が成立したが、2日には勘定掛り石井武右衛門は「輶津高直に付き大戸米は止め、尾道を買ひ申すべきや」と藩に打診した。結局石220匁をこえる相場であったので、大戸米の購入は断念せざるをえなかった。因幡米も勘定帳類に記載がないので、富田屋との契約は破棄されたものと思われる。また3日には郡方帳元から、芦田・品治郡への御救い米は「府中辺へ入米多分これ有る」から、そこで250俵ほど購入したらどうかと助言があったが、同日帳元自ら撤回している。理由は明らかでない。

3日には尾道において肥前米200俵（70.6石）と豊前上米155俵（66.9石）の契約が成立し、6日には城下の「新御蔵七番」へ搬送された。また3日には石井武右衛門が松永に赴き、翌4日には宇和島米340俵（143.3石）と豊前米240俵（103石）を買い付けた。このうち宇和島米142俵と豊前米90俵は松永村庄屋の蔵に積み、沼隈郡と分郡3か村の御救い米に充てられた。

2月6日、義倉は先月の藩当局の示唆の通り、加地子米を売却することとした。値段は1俵60目という時の相場で、687俵を売り払ったのであった。ただし1軒1俵ずつと制限を加え、できるだけ多くの人に行き渡るよう配慮を加えたのである。

さて村々への救恤米は19日と20日の両日に渡されたが、その配分方法は人口を基準としており、前回のよう被害状況は考慮されていない。したがって人口の多い芦田郡府中市村で8.2石、沼隈郡松永村で7石が支給されることとなり、輶町の6石よりも多くなる。また小さな村では1石に達せず、府中市村の隣の府川村（人口217人）ではわずか5斗であった<sup>38)</sup>。しかしおそらく村々では極難澁者だけに限定して配布したであろうから、1軒につき2升程度は確保できたのではなかろうか。なお文政6年には3,120俵の救恤米の購入代銀は54貫160目であったが、その半分にもみたない今回の救恤ではあったが、代銀は85貫262匁と銀額では上回っていた<sup>39)</sup>。

福山藩支配下で最後の救恤となったのが、大洪水等により稲・綿作が不作となった明治2（1869）年である。この年は義倉田の加地子米銀も米にして105石と過去最低となった。天保7年の大凶作年でも128石であったから被害の深刻さがうかがえる<sup>40)</sup>。明治元年の加地子米のうち換銀されずに村々に「積置」かれていた米は207石あったが、年初から順次売りに出されてすべて売却されていた。その銀額は122貫528匁であった。義倉では8月、銀100貫目を藩に上納して、「此の度口々にて正米五千俵程御積置き遊ばされ度、右御買入米代銀御入用の内へ」使ってほしいと歎願し許可されている<sup>41)</sup>。本来ならば最低でも122貫目分を充てるべきであろうが、この年には義倉田小作人へも29.5石を予定しており<sup>42)</sup>、石700目をこえる相場なので、22貫目分が小作人に振り向けられたのであろう。さらに翌3年3月には城下へ8貫目、輶へ2貫目追加した。ただしこの10貫目を従来のように難澁者割にすると「至って少分の割合に当り候ゆえ」、「兼ねて御取行



いに相成り候御救い粥下され候方へ相加え」でもらいたいというものであった<sup>43)</sup>。義倉独自に救済米を施さず、藩当局の救恤に相乗りしたのは、おそらく受け取る側すなわち名簿の作成やその割り振りなどを行う村役人たちの事務量が増えることを考慮したからであろうか。

## おわりに

以上、義倉の救恤の様相をみてきたが、文政6年の救恤を誇示した河相周兵衛のような認識もあったが、天保期以降の調達人たちは救恤時の米価高騰を前に十全ではないという認識の方が強かったと思われる。明治2年に100貫目というこれまで最高の額を出しながらも、「米価高直に御座候故御備えの割合銀高は過分に伺い上げ候え共、正米に相直し候えば誠に聊かの石数にて一円に行き届き申さず、誠に以て堪え難く色々評議も仕り候え共別段に御取行い方良策も御座無し」<sup>44)</sup>と歎いているのはその一例である。

しかし「たとえば文久元年には160,326人の領民を対象として1人2合3勺余の施行しかみられず、この点からも救恤が実質的に効果をあげたか疑わし」いであるとか<sup>45)</sup>、「1人当たりの救米配分量はわずかに3合3勺余であり、ほとんど効果はなかったものと思われる」<sup>46)</sup>というような評価はどうであろうか。16万の領民がすべて救済の対象となったのではなく、これはあくまでも村への配分比率の目安であり、三谷村や城下町・鞆町でみたように実際は極難澁者だけが救済の対象とされており、彼らにはそれなりの効果は十分あったと思われる。また中井竹山の「社倉私議」<sup>47)</sup>に、「其の村々貧窮の者へ相応の利足を以て貸遣わし」、あるいは「無利足にて、貸遣わし大いに貧民を引立て」とあるように、低利・無利息での貸付が本来の目的であり、義倉が行った無償の救恤は想定されていないのである。有名な倉敷義倉では非常時の救済として夫食米を町内困窮人に給与している。文政年間には計11貫目余、天保年間には計59貫目余、嘉永4年には22貫目余が支出された<sup>48)</sup>。これと比べても福山の義倉の救恤の規模が大きかったことが窺われよう。

また救恤の効果云々については藩および各地の篤志者の救恤の実施状況などと照らし合わせながら考察する必要がある、これは今後の課題としておきたい。たびたび引用した「信道一代記」において、文政6年に藩が「又其の上に御城下の、御米蔵を皆開き、御家中御当て御扶持米、残らず下へ御恵み」を行ったであるとか、天保7年には「時に当国御上様、領内飢渴を憐みて、御見廻りの御役人、日々通行在らせられ、村々困窮難儀人、其の名々々の数々を、残らず御上へ御注進、時に御上御慈悲は、領内数万の難儀人、申の六月下旬より、西の九月下旬迄、皆々御上の御養い、其の扶持米は壱人に、一日三合五勺ずつ」を支給したと記されているが、これらの実態は史料的にも明らかにされていない。こうした藩の救恤対策において義倉の救恤がいかなる位置を占めていたのか考察される必要がある。

義倉田小作人に対する救恤については別稿で簡単にふれたので<sup>49)</sup>、ここでは省略するが、義倉側の史料には登場しない小作人への救恤が明治元年に実施されており、最後になったが検討して

おきたい。明治元年12月、三谷村の義倉田難澁小作人43人へ米4石が支給された。その配分基準は、綿作の場合「下の分」へ1畝当たり3升7合、「中の分」へ2升6合割賦支給し、稲作の場合は「下の分」が1畝当たり1升、「中の分」へは8合とした<sup>50</sup>。綿作の方が多肥であったからであろうか、稲作より3倍以上の割賦となっていることが注目される。義倉田の綿作部分の小作料も基本的に現米であったと思われるが、そうした場合、買納しなければならないが<sup>51</sup>、在村米市場の実態を示す史料の発掘も今後の課題となる。

## 注

- 1) 中山「近世後期における豪農商層の経済倫理と地域社会認識～備後福山の義倉設立と運営をめぐって～」(『芸備地方史研究』243、249、252号、2004年、2006年)。
- 2) 「救法目論見」(『義倉録』一番)、福山市・信岡家文書「義倉年中行事伺書覚」(文化2年)。  
以下、引用史料は『義倉二百年史』資料編上(財団法人義倉、2006年度刊行予定)の史料号数で、たとえば『資料編』1-2号のように表示する。またこれ以外で所蔵者名を省略してある史料もすべて財団法人義倉所蔵文書である。
- 3) 『資料編』2-1-9号。
- 4) 『資料編』2-1-10号。
- 5) 以上は『資料編』3-4-1号による。
- 6) 以上は「義倉勘定帳」(文政6年)による。
- 7) 『資料編』3-4-1号〔参考〕。
- 8) 『資料編』1-3号。
- 9) 「信道一代記」前編巻之終(『日本都市生活史料集成八』宿場町編)。
- 10) 『資料編』3-4-4号。
- 11) 『資料編』2-1-17号。
- 12) 府中市・石岡家「歳々記録帳」(『府中市史』資料編Ⅲ近世編下、記録6号)。
- 13) 『資料編』3-4-7号。
- 14) 『資料編』3-4-8号。
- 15) 『資料編』3-4-9号。
- 16) 20) 『資料編』3-4-9号〔参考〕。
- 17) 「御領分中御救米仕組帳」(嘉永2年)。
- 18) 19) 「御救米記録」(嘉永2年)。
- 21) 『資料編』3-4-11号。
- 22) 以上は「御救米記録」(嘉永3年)、「義倉勘定帳」(嘉永3年)による。
- 23) 福山城鏡櫓文書館蔵三谷家文書「義倉御救米極難澁者江割渡帳」(嘉永3年)。

- 24) ただし義倉にはこれらの帳面は残されていない。
- 25) 「備後郡村誌」（『府中市史』史料編Ⅳ地誌編所収）
- 26) 「義倉御救米難渋者江相渡名面之帳」（嘉永3年）。
- 27) 前掲「信道一代記」前編卷之廿八。
- 28) 『資料編』3-4-13号。
- 29) 以下は『資料編』3-4-13号〔参考〕による。
- 30) 前掲「信道一代記」前編卷之廿八に、「御家中御扶持其の米は、他国の沖米買入れて、御渡されし事の有り」と記されているように、蔵米がかなり不足していたことが窺われる。
- 31) 『資料編』3-4-8号。
- 32) 「大早魃難渋御救米仕組帳」（嘉永6年）。
- 33) 前掲「信道一代記」前編卷之廿八。
- 34) 「義倉御救米割渡し帳」（嘉永6年）、「義倉御米相渡名面書上帳」（嘉永6年）。
- 35) (38) 『資料編』3-4-17号。
- 36) (37) 「去春歳大凶作米穀高直ニ付難渋者御救米記」（万延2年）。
- 38) 以上は、同上史料および「米穀高直難渋者御救米割賦帳」（万延2年）、「御救米諸記録」（万延2年）、「去申歳大凶作米穀高直ニ付難渋者御救米記」（万延2年）による。
- 39) 『資料編』3-4-18号。
- 40) 「義倉勘定帳」（各年度）
- 41) 『資料編』3-4-20号。
- 42) 『資料編』3-4-21号。
- 43) (44) 『資料編』3-4-22号。
- 45) 畑中誠治「福山藩の義倉について」（『広島大学文学部紀要』第26巻3号、1966年）。
- 46) 『広島県史』近世2、968頁。
- 47) 『日本経済史大典』23巻、555頁。
- 48) 内池英樹「近世義倉組織の一考察」（『岡山地方史研究』80号、81号、1996年）
- 49) 前掲注1）論文。
- 50) 前掲三谷家文書「義倉御田地不熟小作人共江御仕向ケ米割渡帳」（明治元年）。
- 51) 福山藩の年貢買納制については、本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』（大阪大学出版会、1994年）の先駆的研究がある。

## The Relief Activity and Rice Supply of Giso

Tomihiro NAKAYAMA

Giso of Fukuyama established in 1804 by the investment of private citizens such as Shubee Kawai was aimed at giving the poor rice as well as various social work in a year of a natural disaster. A purpose of this article is to introduce relief activity for a seven times that Giso performed. By the first relief carried out in 1823, they distributed rice of 140.4t to the poor in Fukuyama territory. However, they were not able to realize 360t that were an original aim. The second one was carried out in 1836, and they distributed rice of 45t to the poor in possessing it. And with this, they started special accounts for poor relief in the next year and prepared for a disaster of afterward. They gave the poor rice of 45t afterwards in 1849. They gave rice of 22.7t afterward in 1850, and they distributed rice of 95.4t possessing it for the fifth next in 1853. The sixth one gave the poor rice of 59.4t in 1861. And, in 1869, they did rice paid as a tax of 100silver kan(貫) for a help of poor relief in Fukuyama feudal clan. These relief rice was served in farm rent of Giso field as a principle, but purchased land tax rice and rice of other countries when they were short. And these relief rice was very effective for the poor.